

室戸市訪問理美容サービス事業実施要綱

平成/8年/月/日
告示第7号

(目的)

第1条 室戸市訪問理美容サービス事業（以下「事業」という。）は、在宅の要介護高齢者やひとり暮らし高齢者が、清潔で快適な身体管理ができることを支援するため、居宅に訪問して理美容サービスを提供することにより、高齢者の保健福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、室戸市とする。

(利用対象者)

第3条 事業の対象者は、室戸市に居住する概ね65歳以上で在宅の単身世帯、高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する高齢者並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び傷病等の理由により一般の理美容サービスを利用することが困難な者とする。

(事業内容)

第4条 この事業は、利用対象者の居宅を移動理美容車や出張により理美容師が訪問することにより、理美容サービスを提供するものとする。

2 事業の利用回数は、1人につき年間（4月から翌年3月まで）4回以内とする。

(事業の委託)

第5条 市長は、事業の実施を適切なサービスが提供できると認められる事業者又は理美容組合（以下「事業者」という。）に委託して行うものとする。

(事業の利用)

第6条 事業を利用しようとする者は、市長に利用登録申請書を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、利用対象者及びその世帯の状況等を調査し、利用者の決定をするものとする。

3 市長が利用者の決定をしたときは、利用登録証及び有効期限付利用券を交付するものとする。

4 利用者がサービスを利用するときは、直接委託事業者に連絡をとり、サービスの提供を受けるものとする。

5 委託事業者は、有効期限付利用券に基づき、サービスを提供するものとする。

6 市長は、事業の利用を明らかにするため、利用者台帳を備えるものとする。

(事業の廃止)

第7条 市長は、利用者から事業の利用の必要がなくなった旨の届けがあったとき又は利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、利用登録証を廃止することができる。

(1) 事業を利用する必要がないと認められるとき。

(2) 入院等により3ヶ月以上在宅で生活をしていないとき。

(3) 前各号に規定する以外に、市長が不相当と認めたとき。

(利用者負担金及び委託料)

第8条 利用者負担金は理美容料金とし、市長は訪問のための移動・出張経費を委託料として支払うものとする。

2 委託事業者は、有効期限付利用券と請求書を市長に提出するものとし、市長はその請求に基づき委託料を支払うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。